

# 第三次 小布施町 男女共同参画基本計画

～男女が共に支え合うまちづくり計画～

小 布 施 町

## はじめに

「男女共同参画社会基本法」の制定から17年が経ちました。この間、社会では、少子高齢化の更なる進行、人口減少、景気低迷による雇用情勢の変化、情報社会の急速な発展、そして自然災害の脅威などが、人々の価値基準や生活スタイルを変え、あるいは多様化させており、それらは現代に大きな変革をもたらしています。

そうしたなかで、人権課題としてはもちろん、社会の活力を維持する概念としても、男女共同参画の考え方は注目されています。

男女共同参画社会の実現のため、小布施町では、平成13年に「小布施町男女共同参画社会推進条例」を制定、平成16年に「小布施町 男女共同参画基本計画」を策定し、諸啓発に努めてきました。

しかし、未だ多くの課題を残している状態であり、社会を実際に改善するための取り組みは不足していると言わざるを得ません。

また、人口減少への対策、地域の活性化を図る地方創生を実現するためには、女性の活躍が不可欠であり、男性にとっての共同参画を意識していくことが重要となります。平成27年9月女性の職業生活における活躍の推進に関する法律「女性活躍推進法」が公布・施行されました。これにより女性の採用や昇進等の機会の積極的な提供や活用、職業生活と家庭生活の両立を図るための必要な環境整備など、各自治体は女性の個性と能力が十分発揮されるように取り組んで行くことが求められています。

今回、計画期間の終了する「第二次小布施町 男女共同参画基本計画」を見直し、先に掲げた課題に対応するための「第三次小布施町 男女共同参画基本計画」を策定いたしました。なお、本計画は女性活躍推進法を受けた市町村推進計画としても位置づけています。

あらゆる分野において男女が知恵と力を出し合える協働の社会を理想として、本計画に掲げる施策を推進してまいりますので、町民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

小布施町長 市村 良三

## 《 目 次 》

基本的な考え方	1p
趣旨	
基本理念、基本的視点、本計画の性格と期間	
本計画が目指す将来像	
計画の体系	5p
計画の内容	7p
第1節「男女共同参画に向けての基盤作り」	
第2節「方針・計画等の決定における男女共同参画」	
第3節「生き方を選択できる環境作り」	
第4節「人権が守られ、健康・安心が保たれる体制の推進」	
参考資料	16p
男女共同参画社会基本法について	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律について（閣議決定）	
小布施町男女共同参画社会推進条例	
第三次小布施町男女共同参画基本計画策定の経緯	
・ 委員会の経過	
・ 平成27年度アンケート調査結果	
小布施町男女共同参画社会推進委員会 委員名簿	

# 基本的な考え方

---



## 【 趣 旨 】

### ◆社会背景

「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の最重要課題として位置づけています。

小布施町では、平成13年に「小布施町男女共同参画社会推進条例」を制定、同年に男女共同参画社会推進委員会を設置して、啓発の中核組織としてこれまでも様々な活動を行っています。

平成16年に策定され、これまでの取り組みの基本方針であった「小布施町 男女共同参画基本計画」は、男女共同参画が理想とする社会像への意識形成に大いに貢献してきました。現代は、少子高齢化による労働人口減少という社会的問題に直面し、また、冒頭に挙げたように社会全体が大変革の中にあり、人権課題としてはもちろん、社会の活力を維持するためにも、あらゆる場・物事において、男女共同参画の実現が求められていると言えます。

また、平成27年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（※以降女性活躍推進法とする）において、女性が職業生活でその希望に応じて十分に能力を発揮し活躍できる環境の整備等が求められています。市町村は国が定める基本方針等を勘案して、女性の職業生活における活躍の推進に関する計画を定めるよう、努めるよう求められています。

### ◆現状と課題

これまでに様々な啓発活動を行ってきており、「男女共同参画」への認知度と理解度はしだいに向上しています。しかし、実態としてはまだ多くの課題が残っています。

本計画の策定にあたり、平成27年12月に町民アンケートを実施し、前回調査（平成22年実施）からの変化などを調べました。その結果からは、男女平等に関する教育や、男女共同参画社会の推進に関する活動などにより、男女共同参画の理想とする姿が浸透し、意識改革が感じられる一方、家庭、地域、職場その他日常生活は、依然として多くの性別役割分担がされていることが分かりました。

また、各種の意思決定過程に女性がさらに参画することや、家事・育児・介護を男性が担うことも、あまり進んでいるとは言えません。

現状を踏まえ、今後も引き続き性別役割分担による不平等感の解消にむけた取り組みを行います。

また、社会変化にともなって出てきた課題にも対応できるよう努めなくてはなりません。引き続き、「暴力対策」と「災害対策」については、男女共同参画の観点からも重点的に推進する事項と考えています。

また、経済活動や地域活動においても、その活性化のためには更なる女性の力が必要だと言われています。これからは、女性活躍推進法にあるように、女性が働きやすい環境を整備し、女性が自分らしく活躍できる社会を構築するため推進していくことも求められています。

## 【 基本理念 】

男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現（「男女共同参画社会基本法」前文抜粋）をめざします。

## 【 基本的視点 】

本計画は、次の視点をもって策定されています。

1. 男女平等な参画機会の確保と責任の分担
2. 個人の意思や多様な生き方選択の尊重
3. 男女共同参画実現による活力の創出

## 【 本計画の性格と期間 】

### ◆計画の性格

本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「小布施町男女共同参画社会推進条例」及び「女性活躍推進法」に基づいて策定されたものです。

また、内閣府の「第四次男女共同参画基本計画」（平成27年12月策定）、長野県の「第四次長野県男女共同参画計画」（平成28年2月策定）及び「第五次小布施町総合計画」の基本理念、その他施策との整合を図っています。

### ◆計画の期間

この計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

## 【 本計画が目指す将来像 】

本計画で掲げる目標は次のとおりです。

### 1. 男女共同参画に向けての基盤づくり

性別による役割の分担意識が無くなり、個人個人が自分らしさと意思を大切に生活できること。

### 2. 方針・計画等の決定における男女共同参画

仕事の間では男女格差が解消され、地域活動の間では女性がより積極的に参画して、女性の活躍の幅が一層広がること。

組織などの意思決定において、女性がより積極的に参画すること。

### 3. 生き方を選択できる環境づくり

個人個人がその人の望む形でのワーク・ライフ・バランスを実現すること。また、ライフステージやライフスタイルによって変わる状況に最大限対応できるよう、ワーク・ライフ・バランスを保つための情報・支援が提供されること。

### 4. 人権が守られ、健康・安心が保たれる体制づくり

人権侵害であるあらゆる暴力を認めず、自己の心身の健康を守れること。

心身の健康を保つことに加え、夫婦やパートナーとの良好な関係が築かれること。

# 計画の体系

---





<b>第1節</b> 男女共同参画に 向けての 基盤づくり	1 社会制度と 慣行の見直し	意識啓発の推進（女性活躍推進法を含む） 推進体制の強化
	2 男女共同参画 についての 学習推進	次代を担う子どもに対する男女共同参画の理解促進 社会教育としての学習機会の充実
<b>第2節</b> 方針・計画等の 決定における 男女共同参画	1 農業、商工業分野にお ける男女共同参画	企業における男女共同参画のための 環境整備（女性活躍推進法を含む） 家族経営型の経済活動における男女共同参画の ための環境整備
	2 地域コミュニティ における 男女共同参画	住民同士で構成する組織の運営における 女性の一層の参画推進 防災対策における性別に関わりなく 協力する体制の確立
<b>第3節</b> 生き方を選択できる 環境づくり	1 仕事と私生活の 調和	ワーク・ライフ・バランスの実現 男性にとっての共同参画の推進
	2 多様な働き方に対す る支援	育児との両立を支援する体制の充実 高齢者、障害者がいる家庭を支援する体制の充実
<b>第4節</b> 人権が守られ 健康・安心が 保たれる体制づくり	1 男女間における 暴力の根絶	暴力根絶のための取り組みの推進 相談体制の充実
	2 生涯にわたる 健康支援	母性保護の強化 性に関する健康と権利の正しい理解の促進 夫婦やパートナーとの良好な関係の構築

# 計画の内容

---



## 第1節 男女共同参画についての基盤づくり

男女共同参画に対する意識は、以前と比べると社会全体として高まってきていると考えられます。平成27年12月に行ったアンケート調査の結果からは、家事以外の生活管理、育児といった日常生活面をはじめ、財産管理面でも役割を決めずに男女間で協力し合っている項目がいくつも見受けられました。また、家族の介護などは女性が担えば良いと考える人は少なく（グラフ①「そう思う」が前回調査結果と比較して1.5%減少）意識は改善傾向にあります。

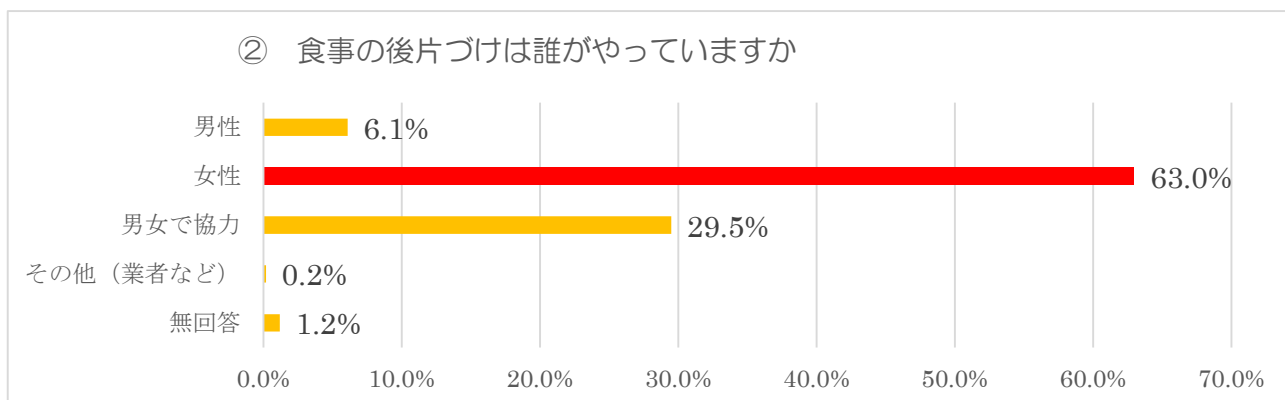
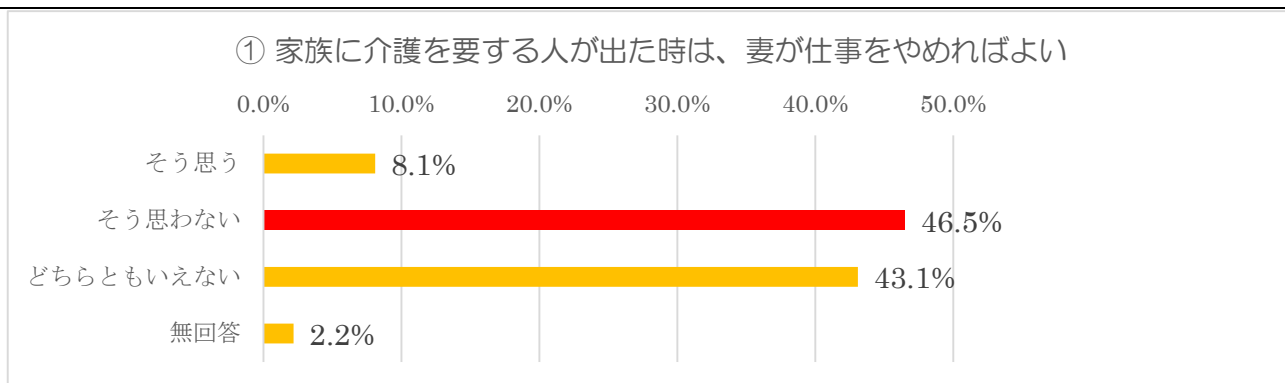
しかし、未だ日常の家事の多くは女性が担っており（グラフ②）、意識を改善し実際に行動できる人・分野・範囲をより拡大させるためには、社会的文化的な偏見にとらわれず、社会制度や慣行を見直すことの更なる啓発をしていく必要があります。

そのために、小布施町男女共同参画社会推進委員会とともに本計画の着実な推進に取り組みます。広範にわたる本計画をより実効性のあるものとするために、国・県・地域・事業者などの関連情報を収集しつつ、これらとの協働に取り組みます。

また、男女共同参画への意識をより高めるためには、教育面からのアプローチも欠かせません。学習の機会は、住民一人ひとりの正しい考えや自立心を育み、今の状況を改善するために大きな役割を果たすと言えます。

まず、潜在意識や価値観は、おもに幼少期の経験によって作られることを踏まえると、家庭や教育現場における子どもたちの人格形成は大変重要です。そして、世代によって異なる認識のギャップを縮めるための各種学習機会を設けることも重要です。男女共同参画を生涯学習のひとつとして幅広い層へ啓発を行います。

### <調査>性別による役割分担、生活の中での慣習やしきたりについて



## 1. 社会制度と慣行の見直し

### 意識啓発の推進

- a. アンケート調査などにより、現状を把握します
- b. 「男女共同参画社会」という用語の周知とともに、一層の啓発に努めます
- c. 啓発にあたっては、性別固定観念にとらわれない表現に留意します
- d. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の目的の周知を図ります

### 推進体制の強化

- a. 男女共同参画社会推進委員会が取り組みの中核となり、本基本計画の着実な推進を図ります
- b. 行政内部または関係機関において、職員間の認識を深め、推進体制を強化します
- c. 啓発活動は、関係する他組織・他団体と連携して行います

## 2. 男女共同参画についての学習推進

### 次代を担う子どもに対する男女共同参画の理解促進

- a. 子ども教育においても男女共同参画の視点に立った教育を行います
- b. 各家庭における、男女平等の意識に基づいた子育てを支援します

### 社会教育としての学習機会の充実

- a. 学習会・フォーラム等の開催により、男女共同参画及び女性活躍推進法について触れる機会を作ります

## 第2節 方針・計画等の決定における男女共同参画

経済活動・地域活動において女性が参画し、その意思決定に携わる機会は、小布施町ではまだ十分あるとは言えません。平成27年12月のアンケート調査の結果によると、男性または女性が優遇されているとの回答が微増、平等と回答する割合が減少しており、職場・家庭・地域活動など日々の生活における男女の平等感は、まだまだ低いということが分かります。（グラフ③④）

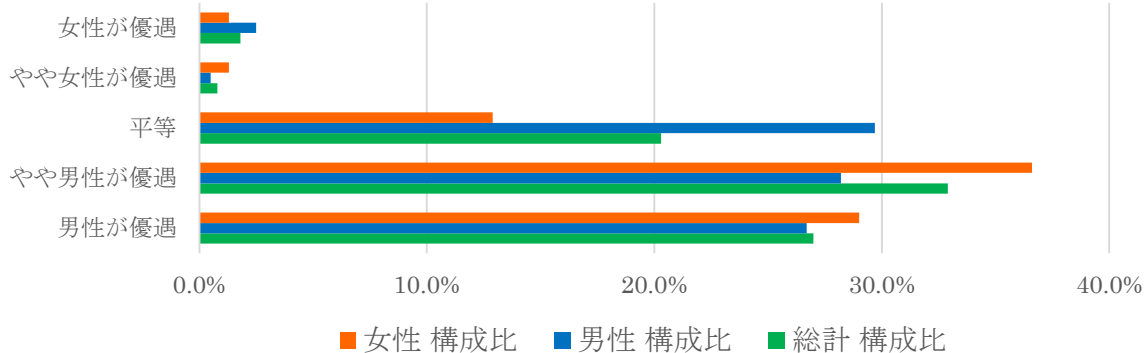
生き方・考え方が多様化している現在、誰もが住みよい町を作っていくためには方針決定に多様な人々が関わる必要があることから、女性の意見・視点ももっと反映されるようにすべきであり、また、そうするために日頃から誰でも気軽に活動に参加できるようにしていくことが望まれます。

家族経営型の職場では、経営主だけでなく、配偶者や後継者にとっても魅力的でやり甲斐を感じられる仕事にするために、家族全員が主体的に経営に参画でき、意欲・能力を十分発揮できる環境を整えることが重要です。

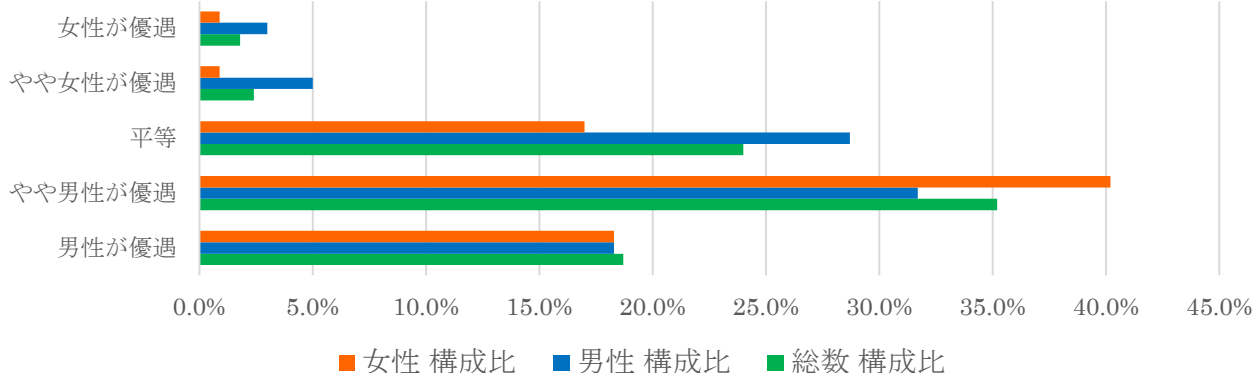
そして、女性自身が様々な活動に対してもっと積極的に関わる姿勢を持つことも重要です。自治会・組織団体・現在注目されつつも担い手不足が懸念される防災対策など、これまでのように「男性で組織されるもの」という意識ではなく、「地域全体で関わるもの」という意識を持って安心・安全な地域の形成に携わることができるよう努めます。

### <調査>あなたは次の分野において男女は平等になっていると思いますか

#### ③ 職場では



#### ④ 地域活動の場では



## 1. 農業・商工業分野における男女共同参画

### 企業における男女共同参画のための環境整備

- a. 雇用・待遇の実質的な均等化を呼びかけます
- b. 女性の職域拡大や管理職への登用を促します
- c. 就業中断後の再就職や経済的自立を可能にするよう、経営者の意識改革を求めます
- d. 女性活躍推進法に位置付けてある一般事業主行動計画を周知します

### 家族経営型の経済活動における男女共同参画のための環境整備

- a. 家族経営協定（※1）の周知と締結促進を図ります
- b. 各種女性団体や女性団体連絡会の活動を支援します

## 2. 地域コミュニティにおける男女共同参画

### 住民同士で構成する組織の運営における女性の一層の参画促進

- a. 自治会をはじめ各団体の活動・方針決定への女性の積極的な参加を促します
- b. 役員選出方法や運営方法について、男女ともに方針決定に関わる土壌を作ります
- c. 女性の既存地域リーダーの発掘と、新しい地域リーダーの育成に努めます

### 防災対策における性別に関わりなく協力する体制の確立

- a. 防災対策は、計画策定段階から女性が参加できるようにし、女性防災リーダーの育成を支援します
- b. 災害時の生活支援は、女性や育児のニーズに配慮します

※1 「家族経営協定」・・・経営方針や役割分担、家族みなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

### 第3節 生き方を選択できる環境づくり

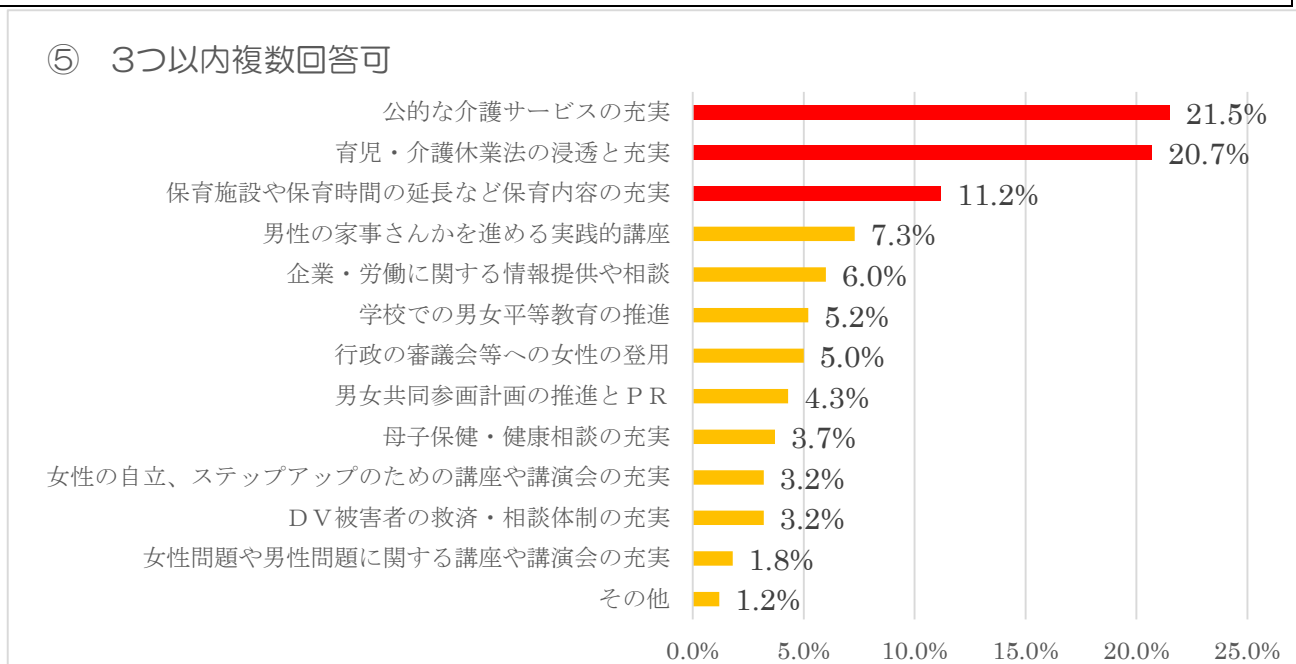
少子高齢化の進行、不況の長期化による雇用側の事情のほか、女性自身の仕事に対する意識の変化により、労働人口の構成が変化し、共働きの世帯が増えています。職場で長時間労働をしたうえで家事・育児・介護をする人にとっては、時間的・体力的な負担が増す一方であり、仕事と家庭生活のバランスをとることが難しい状況にあります。

こうした状況を改善し、働く人がそれぞれの求めるワーク・ライフ・バランス（※2）を実現して心に余裕のある生活を送れるようにするためには、事業所、地域をはじめ、社会全体においてライフスタイルの多様性を認めることが必要です。平成27年12月のアンケート調査によると、男女共同参画を推進するために行政が力を入れたらよいことについて、「公的な介護サービスの充実」(21.5%)、「育児・介護休業法の浸透と充実」(20.7%)、「保育施設や保育時間の延長など保育内容の充実」(11.2%)の順にもっとも多い結果となっており、女性の活躍できる社会の実現には、育児や介護に対するサポートの更なる充実が求められていることが分かります。（グラフ⑤）

また、事業所においては、労働者がワーク・ライフ・バランスを保てるような労働環境や風土を整えていくことが必要です。そうすることで労働者の満足度が向上し、長く勤めることができる事業所は、有能な人材が育ちやすく、結果として全体が効率化します。

各自がワーク・ライフ・バランスの重要性を知り、その実現・維持のために職場内、家庭内でお互いが置かれた状況を思いやれる環境づくりを促進します。

＜調査＞男女共同参画社会を推進するための具体的な施策として、行政がさらに力を入れたらよいと思う項目はありますか。次の中からお選び下さい。



※2 「ワーク・ライフ・バランス」・・・ 一般的に“仕事と生活の調和”と訳される。仕事上の責任を果たしながら、私生活で やりたいことや、やらなければならないことに取り組み、両者を実現できる状態のこと。

## 1. 仕事と私生活の調和

### ワーク・ライフ・バランスの実現

- a. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、社会的気運を醸成するよう、その必要性和認知度向上を図ります
- b. 個人がライフステージやライフスタイルの状況に応じて対処できるよう、メンタルヘルス及び多様な選択を可能にする情報を提供します
- c. 女性が安心して社会で活躍し、持続して働くことのできる環境を作るため、女性活躍推進法の啓発や情報提供をさらに強化して続けていきます

### 男性にとっての共同参画の推進

- a. 男性対象の社会・家庭相談、セミナー等を実施し、働き方や私生活に関する支援を行います
- b. 地域や家庭で活躍する男性の情報を収集・提供します

## 2. 多様な働き方に対する支援

### 育児との両立を支援する体制の充実

- a. 保育関係の諸サポートサービスについて、周知と充実を図ります
- b. 子育て支援に関する諸事業の周知と一層の利用拡大を図ります
- c. ひとり親家庭の安定生活に向けて、理解・見守り・支援を呼びかけます

### 高齢者、障がい者がいる家庭への支援体制の充実

- a. ボランティアや保健師の取り組みにより、高齢者の生活自立を支える地域支援体制の整備を図ります
- b. 高齢者や障がい者が、その意欲や能力に応じて社会との関わりを持てるよう、心身の健康維持と社会参画の機会提供などを進めます
- c. 在宅介護サービスの一層の充実を図ります
- d. 障がい者のための支援事業・ケアについて、相談窓口の照会を行います



## 第4節 人権が守られ、健康・安心が保たれる体制づくり

あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、許されることではありません。男女共同参画の根底にあるのは人権教育です。相手を思いやる心を育て、「性別による違い」を偏見や差別の対象としない意識を持つことがまず大切です。そのために、性や健康管理について正しく認識できるよう、社会への周知、年代に応じた教育の充実を図ります。

ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という）（※3）は、その認知度とともに表面化してきている暴力です。平成27年12月のアンケート調査によると、女性の被害経験者数が男性の加害経験者数を上回っており、自分が当事者または身近な人に当事者がいるという人は、実に5人に1人以上の割合で存在しています（グラフ⑥）。また、デートDV（※4）は当事者が未成年であるケースもあり、深刻な事態に陥りやすいため、周知や相談体制に力を入れる必要があります。

生涯にわたって体や心の健康を保つことは、その人が安定したライフステージを歩むことにつながります。心身の健康を保つことに加え、夫婦やパートナーとの良好な関係が、男女共同参画社会を実現するためには大変重要となります。

<調査>夫婦やパートナーから継続的に身体的・心理的（言葉等）な暴力を受けるDVが問題となっています。DVについて、あなた自身のことについてお聞きします。



選択項目	男性	女性
今までに暴力を受けたことがある	2.0%	7.6%
暴力をふるったことがある	8.9%	1.3%
自分ではないが身近に暴力をふるったこと、受けたことがある人がいる	16.3%	17.4%
身近で見聞きしたことはない	66.3%	68.3%
無回答	6.4%	5.4%

※3 「ドメスティック・バイオレンス」・・・配偶者、内縁関係など、同居する男女間における家庭内暴力のこと。

※4 「デートDV」・・・同棲していない恋人同士の体、言葉、態度による暴力のこと。

## 1. 男女間における暴力の根絶

### 暴力根絶のための取り組みの推進

- a. DV、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど、男女間のあらゆる人権侵害についての知識普及を図ります
- b. ストーカーをはじめとする性犯罪の防止に向け、対応や相談に関する情報を提供します

### 相談体制の充実

- a. 自己の性と健康管理について、正しい知識をもつための情報提供をするとともに、関係機関と連携して被害の深刻化を防ぐよう努めます

## 2. 生涯にわたる健康支援

### 母性保護の強化

- a. 母子の健康を保つための施策と、相談体制を充実します

### 性に関する健康と権利の正しい理解の促進

- a. 性に関する正しい理解の普及により、健康教育、性教育および保健福祉事業を充実させ、個々の人権と健康の保持を図ります

### 夫婦やパートナーとの良好な関係の構築

- a. 心身共に健康で生き生きとしたライフステージをおくれことができるよう、夫婦やパートナーが相互に協力しあい、お互いを尊重する意識の醸成、高揚を図ります

# 參考資料

## 男女共同参画社会基本法について

「男女共同参画社会基本法」は、平成11年6月に公布され、社会経済情勢の急速な変化に対応するために、男性も女性も性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を緊要な課題としています。

実現に向けて、条文として五つの基本理念を定めており、また、国、地方公共団体、国民、それぞれの責務も明記しています。

また、今回の「第三次 小布施町男女共同参画基本計画」の策定はこの法律に則ったものです。男女共同参画社会基本法は、第二章において政府、各都道府県の策定を義務づけ、市町村については努力義務を課しています。

### ◆基本理念 の内容

#### 1. 男女の人権の尊重

男女共同参画社会を形成するため、男女ではなく一個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的扱いをなくし、男性も女性も個人として能力を発揮する機会が確保されなければなりません。

#### 2. 社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画社会の形成には、男性も女性も社会生活において何をするかができる限り自由に選択できるように配慮しなくてはなりません。そのために、固定的な性別役割分担等の意識を反映していると考えられる制度や慣行については、見直す必要があります。

#### 3. 政策等の立案及び決定への共同参画

男性と女性とは、社会を構成する対等な関係にあります。さまざまな組織における方針の立案・決定には、共同して参画する機会が確保されなければなりません。

#### 4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

家庭生活では、男女が相互に協力しあい、社会的支援も受けながら、家族の一員として子育て・介護などを行うことが必要です。そして、男女ともに家庭だけでなく、仕事・学習・地域活動などにも取り組めるようにしなければなりません。

#### 5. 国際的協調

男女共同参画社会の形成は、国際社会の動きと密接な関係にあるため、国を超えた協力体制をもって促進していく必要があります。

## ◆基本的施策

### 1. 男女共同参画基本計画

政府は、男女共同参画社会の形成の促進を図るための基本的な計画を定めなければなりません。

### 2. 都道府県男女共同参画計画

都道府県は、区域における男女共同参画社会の形成の促進を図るための基本的な計画を定めなければなりません。

### 3. 市町村男女共同参画計画

市町村は、男女共同参画基本計画と都道府県男女共同参画計画の内容を考え、各区域における男女共同参画社会の形成の促進について基本的な計画を定めるように努めなければなりません。

### 4. 基本計画の公開

政府・都道府県・市町村は、計画を定めたり変更したりした時には、内容を公表する必要があります。

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律について

平成27年9月25日

閣議決定

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(※以降女性活躍推進法とする)は平成27年9月25日に公布された。日本は欧米諸国やシンガポールなどのアジア諸国に比べ、女性の管理的職業従事者の割合が低い状況にあり、働く場面において女性の力が十分に発揮できているとは言えない状況である。また、将来の労働力不足が懸念され、人材の多様性を確保することが不可欠である観点などから女性の活躍推進が求められ法律が制定された。

この法律は、男女共同参画社会基本法の基本理念そって建てられ、また、都道府県及び地方自治体、事業主に対してそれぞれの責務を明記しています。

今回の第三次小布施町男女共同参画基本計画には女性活躍推進法の基本方針を元にした推進項目を含めて策定しています。

## 【法の基本原則】

第2条に定める基本原則は以下のとおりである。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活に係る男女間の格差の実情を踏まえ、採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更、その他の職業生活に関する機会の積極的な提供、及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として行うこと。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動についてその役割を果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として行うこと。
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと。

## 【女性の職業生活における活躍の推進によって目指すべき社会】

トップの意識改革や男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境を整備することなどにより、自らの意思によって働き又は働こうとする女性が、その思いを叶えることができる社会、ひいては、男女が共に、多様な生き方、働き方を実現でき、それにより、ゆとりがある豊かで活力あふれる、生産性が高く持続可能な社会の実現を図る。

## 【事業主の取組に必要な視点と行政の役割】

事業主が、取組に当たっては基本原則を踏まえ、下記の視点を持って自ら実施すべき取組を検討し、実施していくことが求められる。また、行政は、事業主が、取組を円滑かつ効果的に実施できるよう法に基づく必要な支援や支援措置、保育環境の整備を始めとする職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境整備や制度等の改革を図ることとする。

- (1) トップが先頭に立って意識改革・働き方改革を行う。
- (2) 女性の活躍の意義を理解し、女性の活躍推進に積極的に取り組む。
- (3) 働き方を改革し、男女ともに働きやすい職場を目指す。

(4) 男性の家庭生活への参画を強力に促進する。

(5) 育児・介護等をしながら当たり前キャリア形成できる仕組みを構築する。

#### 【基本方針の構成】

法の目的を達成するためには、国及び地方公共団体が、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定、実施することに加え、事業主が、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施することが不可欠である。

法では基本原則にのっとり、政府による基本方針の策定、地方公共団体による推進計画の策定、事業主による行動計画の策定並びに国及び地方公共団体による女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている。

基本方針は、法に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項を定めるとともに、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する事項として、国及び地方公共団体による支援措置、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備、国及び地方公共団体の推進体制に関する事項を、基本方針の見直しに関する事項を定めるものである。

# 小布施町男女共同参画社会推進条例

平成13年9月20日

条例第16号

## (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の推進に関して、基本理念並びに町、町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、その推進体制を定めることにより施策を総合的かつ効果的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、政治、経済及び家庭や地域社会における諸活動に、対等な立場で参画する機会が確保され、そのことによって利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

### (2) 事業者等

公的機関であるか民間組織であるかを問わず、また、その事業活動が営利を目的とするか否かを問わず、町内において事業活動を展開するものをいう。

## (基本理念)

第3条 男女共同参画社会は、次に掲げる事項を基本理念に形成されなければならない。

(1) 男女がその性別にかかわらず、個々がその個性と能力によって評価されること。

(2) 男女がその性差による固定的な役割を強要されることなく、自己の意思で多様な生き方を選択することができること。

(3) 男女が町における政策や民間団体における方針の立案や決定に、共に参画する機会が確保されること。

(4) 男女が相互の協力と社会の支援によって、家族の一員としての役割を果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができるよう配慮されること。

## (性差別の禁止等)

第4条 何人もあらゆる場において、性別による差別をしてはならない。

2 何人も性的言動による生活環境の侵害及び個人の尊厳を踏みにじる暴力や虐待行為をしてはならない。

## (町の責務)

第5条 町は、第3条に定める基本理念に基づいて男女共同参画社会を推進するため、次の各号に定める責務を負うものとする。

(1) 男女共同参画社会の形成に関する施策を、町民及び事業者等と共に総合的に策定し実施すること。

(2) 前条の規定に反する行為が、人権を著しく侵害するとの認識に立ち、その予防及び防止のための措置を講じること。

(3) 町民及び事業者等が実施する男女共同参画社会推進活動に、情報の提供等必要な措置を講じること。

(4) この条例がすべての町民に理解されるよう、学習機会の提供及び周知に努めること。



(町民の責務)

第6条 町民は、第3条に定める基本理念に基づいて男女共同参画社会を実現するため、次の各号に定める責務を負うものとする。

- (1) 家庭、学校、職場、地域及び社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の実現に努めること。
- (2) 町が推進する男女共同参画社会の形成に向けた施策に協力するよう努めること。
- (3) 第4条の規定に反する行為があったことを知り得た者は、町または関係機関に連絡するよう努めること

(事業者等の責務)

第7条 事業者等は、第3条に定める基本理念に基づいて、事業活動のあらゆる場で男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する等、男女共同参画社会の実現に努めるものとする。

(男女共同参画計画)

第8条 町長は、男女共同参画社会を形成するため、総合的かつ具体的な施策を掲げた小布施町男女共同参画計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 男女共同参画計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、施策を推進するために必要な事項

(男女共同参画社会推進委員会)

第9条 男女共同参画社会の形成に係る諸施策を策定し、事業を推進するため、小布施町男女共同参画社会推進委員会を設置する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

—以下省略—

## 第三次 小布施町男女共同参画基本計画策定の経緯

### ◆策定経過

平成26年度 第五次男女共同参画社会推進委員会	
11月11日	第6回
1月21日	第7回
2月25日	第8回
3月19日	第9回

平成27年度 第五次男女共同参画社会推進委員会	
4月28日	第1回
6月11日	第2回
7月30日	第3回
8月20日	第4回
9月29日	第5回
11月12日	第6回
12月17日	第7回
1月22日	第8回
2月18日	第9回
3月15日	第10回
3月30日	町長へ提言

### ◆平成27年度12月 アンケート調査 実施概要

「男女共同参画社会に向けてのアンケート」

期間 平成27年12月8日～平成27年12月25日

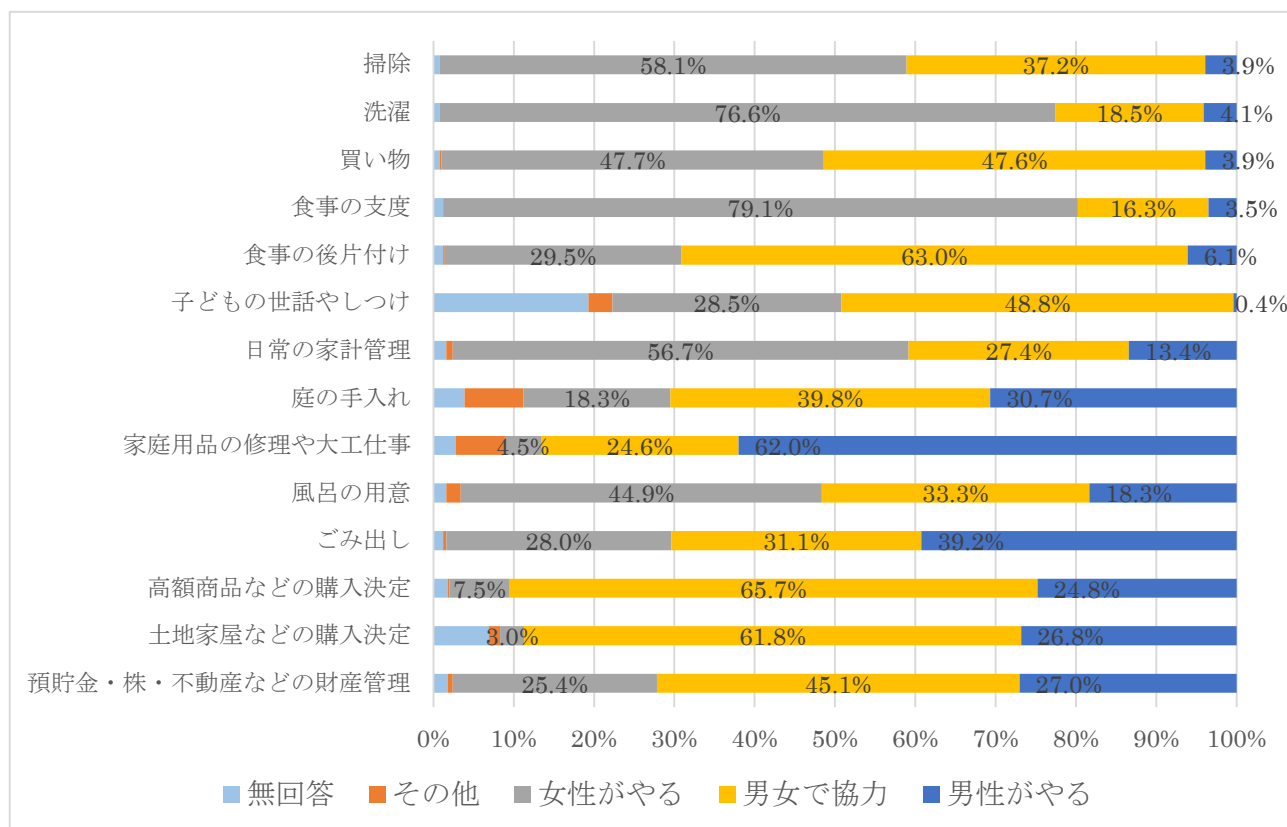
対象 1,000人

回収 492人

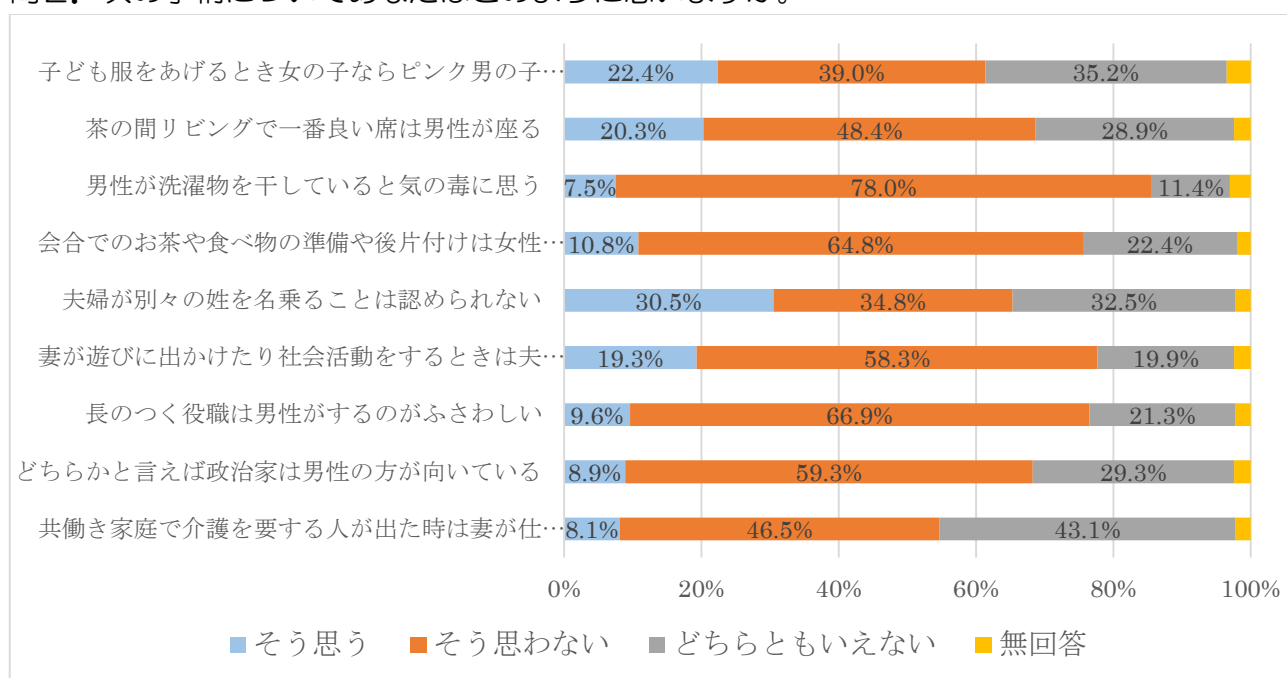
回収率 49%

# 平成27年実施 男女共同参画に向けてのアンケート 調査結果

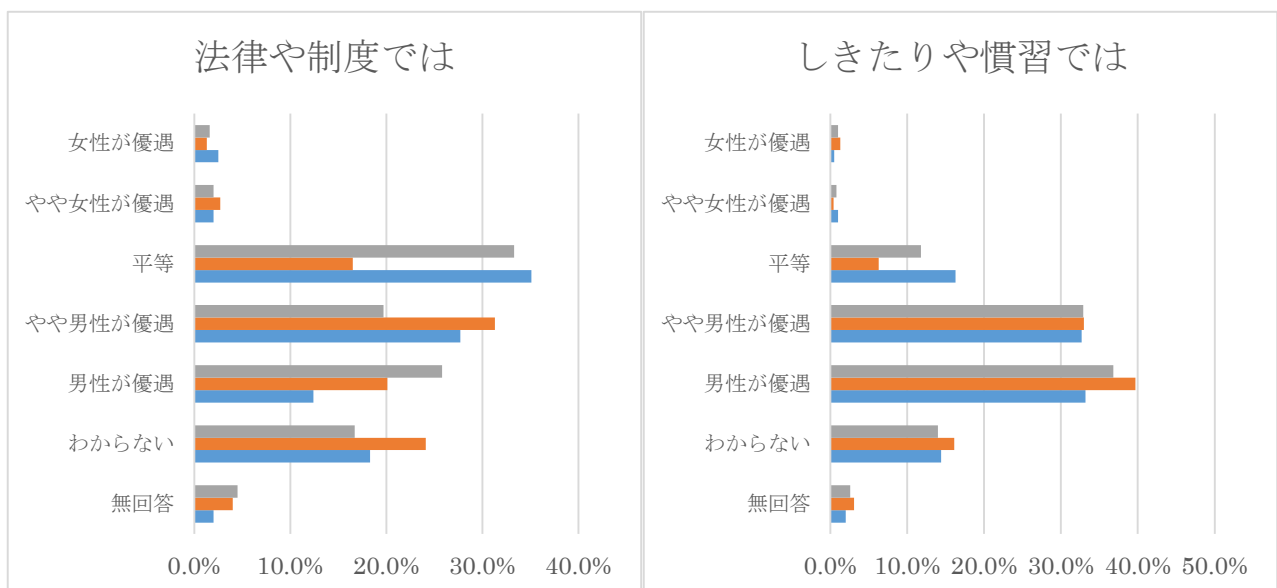
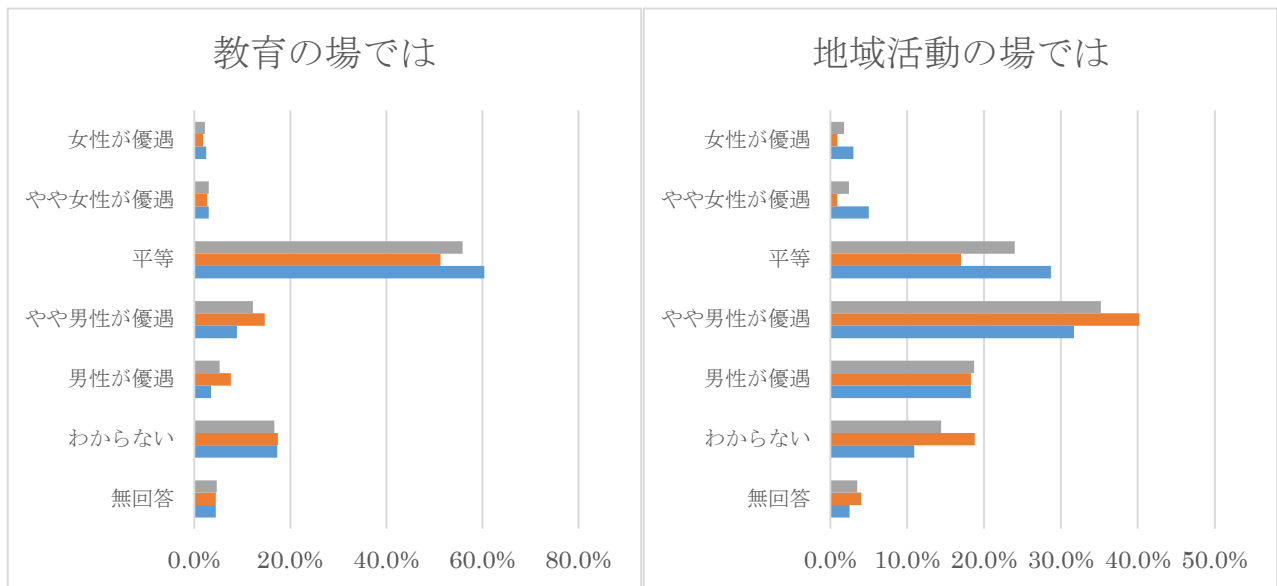
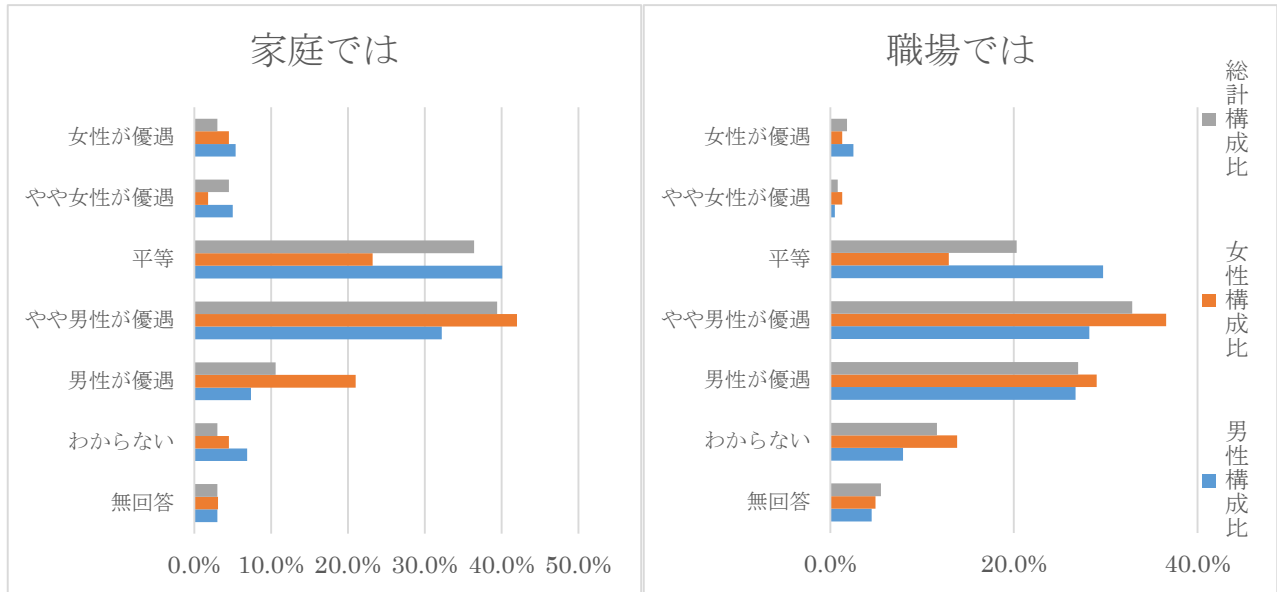
問1. 性別による役割分担、生活の中での慣習やしきたりについて、あなたのご家庭では次の事柄を主に誰が行っていますか。



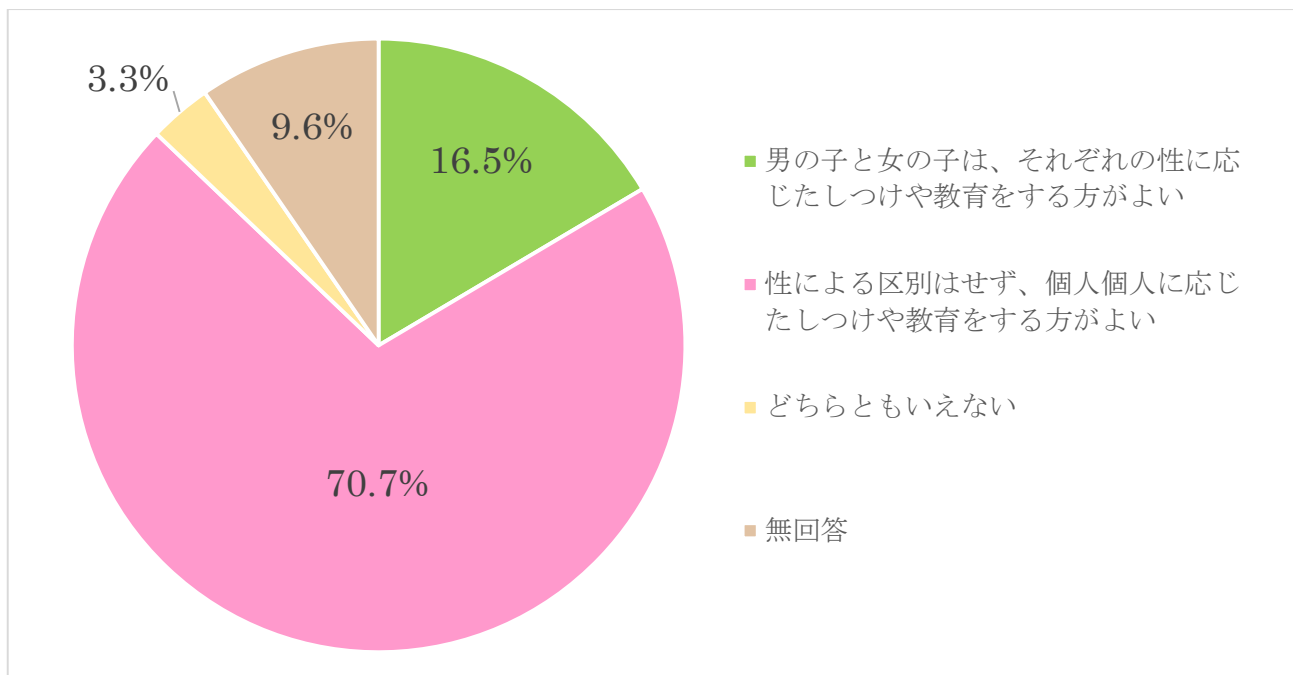
問2. 次の事柄についてあなたはどのように思いますか。



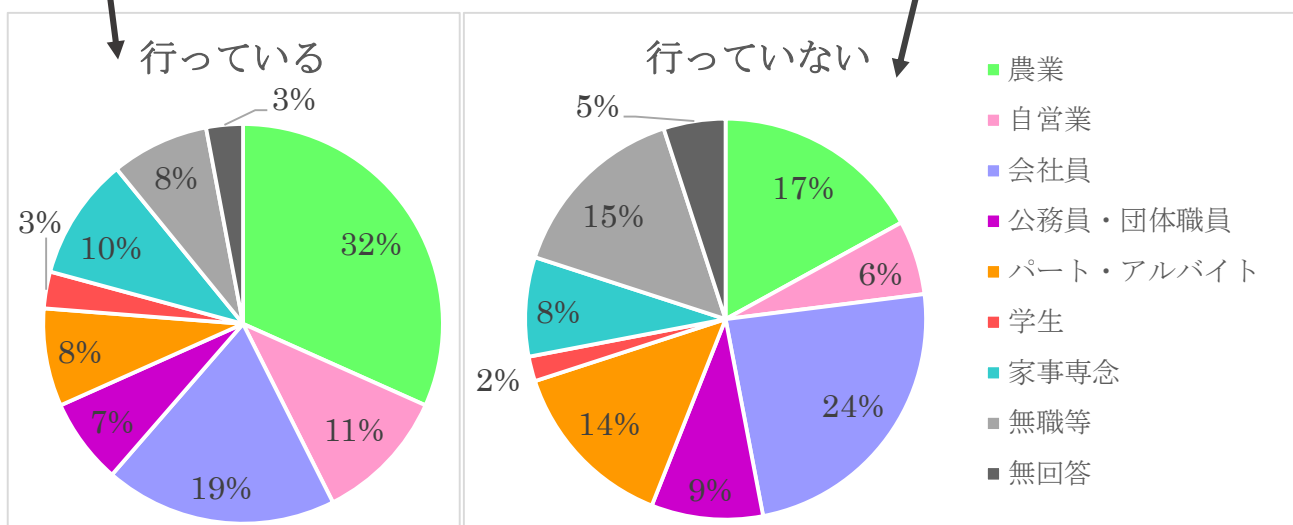
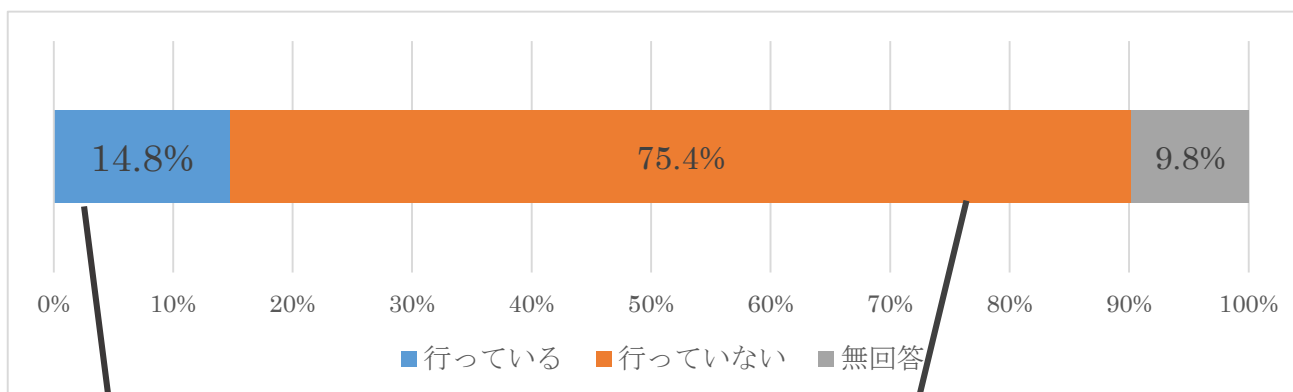
問3. あなたは、次の分野において男女は平等になっていると思いますか。



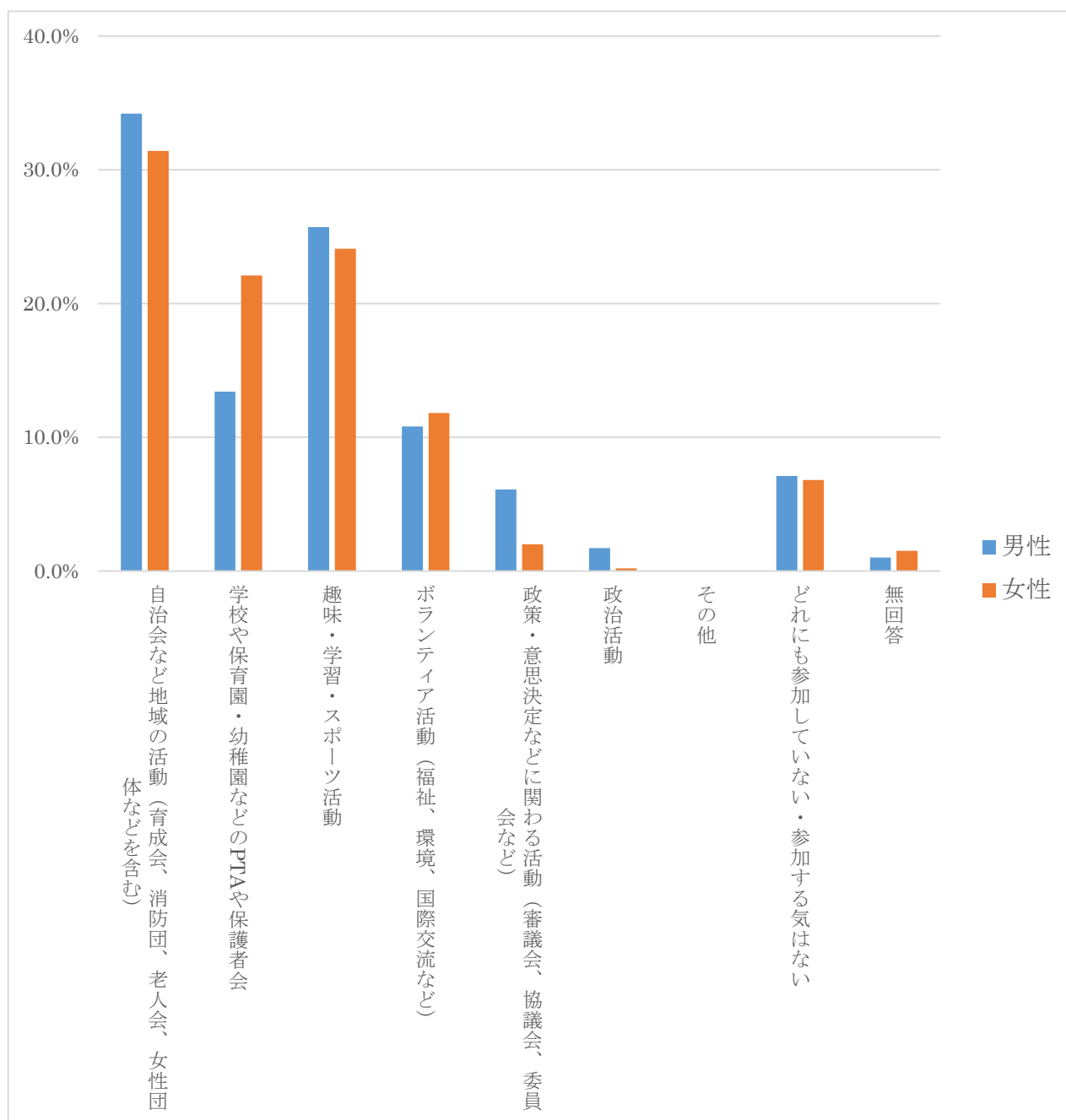
問4. 子どもの教育やしつけについてどうお考えですか。



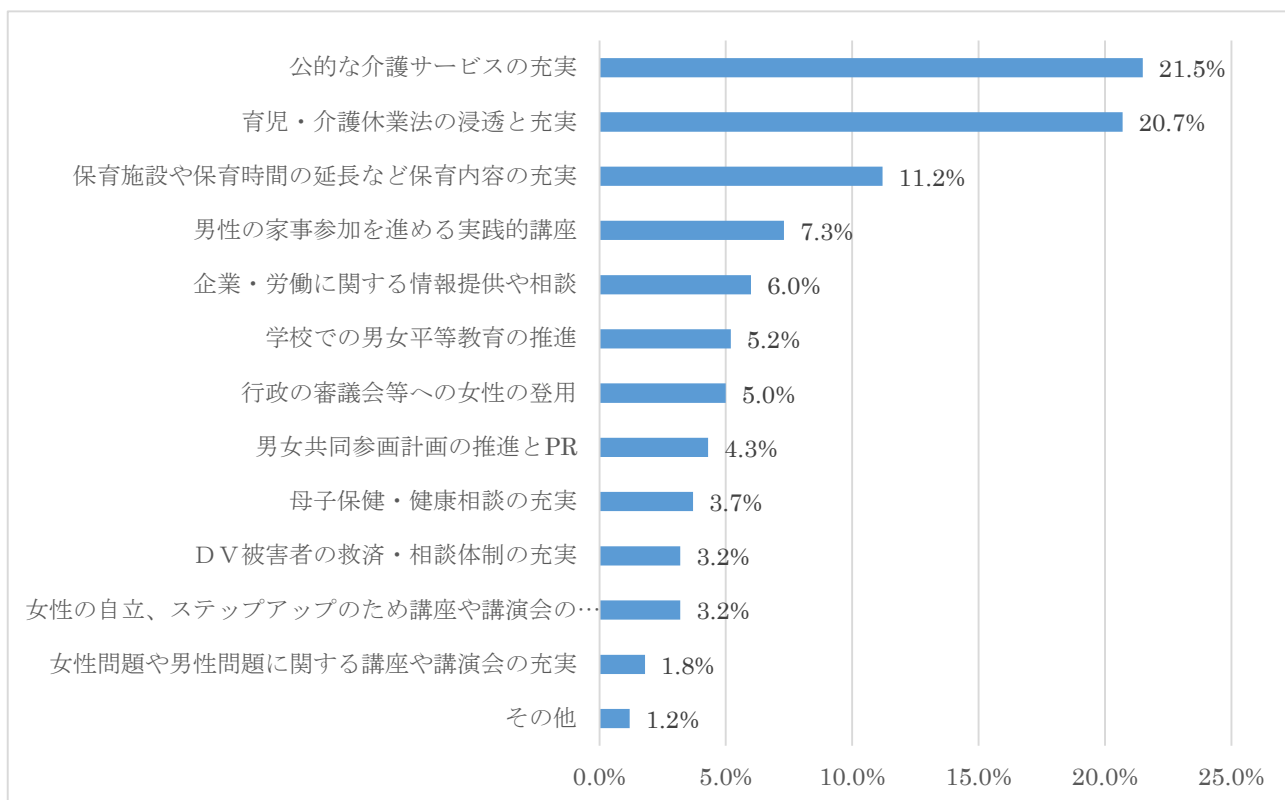
問5. あなたのご家庭では、「家族経営協定」に限らず家族間でのこのような取り組みを行っていますか。



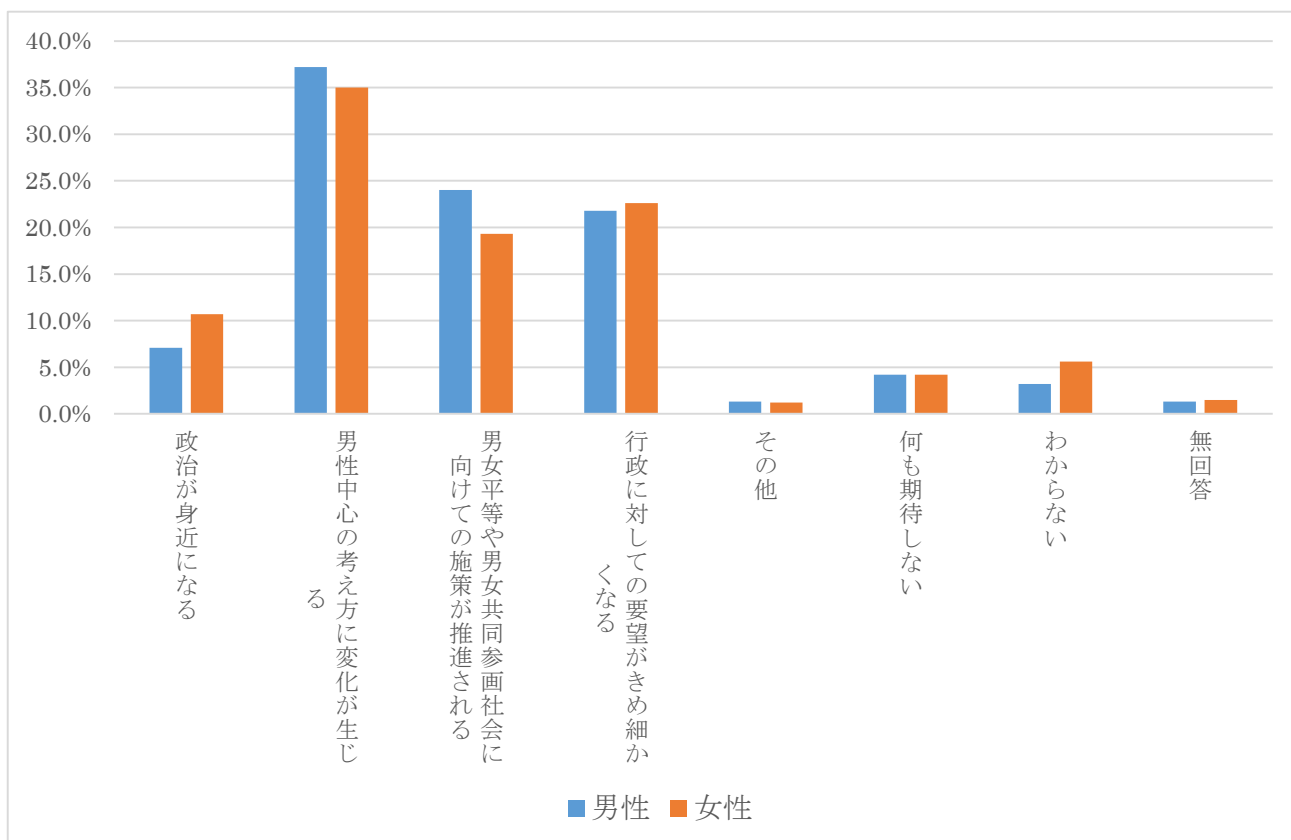
問6. あなたは、仕事以外の社会活動に参加していますか。または参加したことがありますか。  
 (複数回答可)



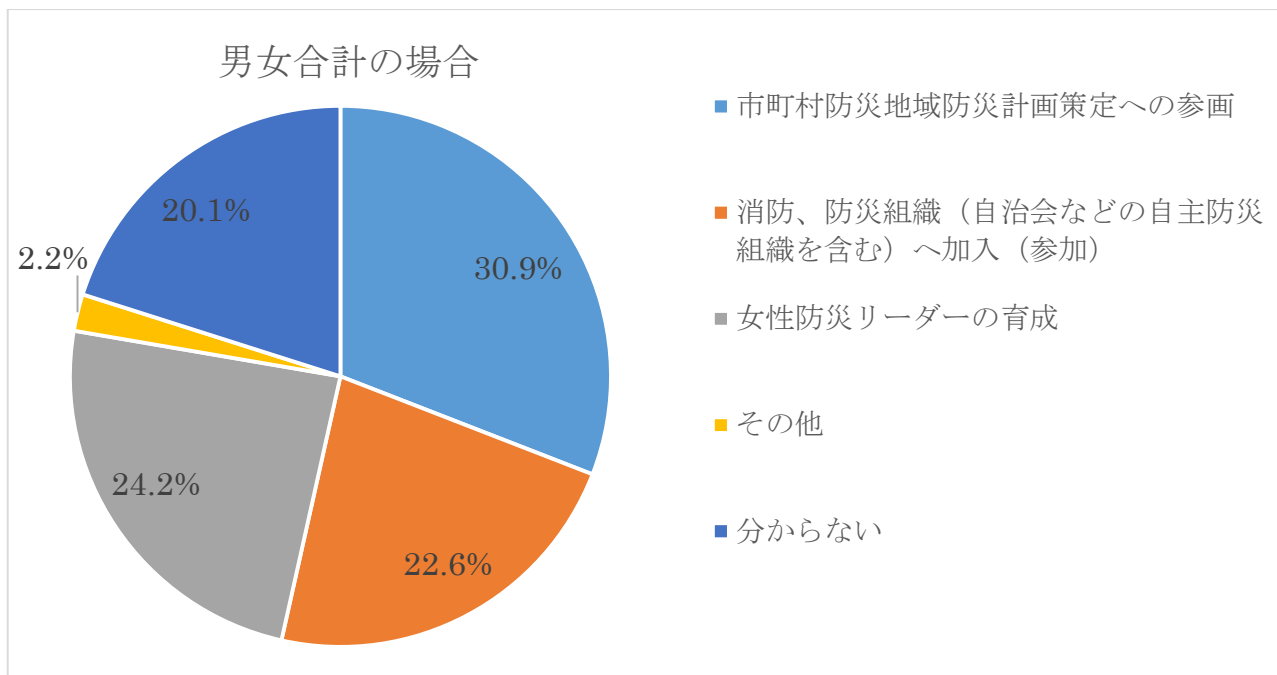
問7. 男女共同参画社会を推進するために具体的な施策として、行政がさらに力を入れたら良いと思う項目はありますか。次の中からお選びください。



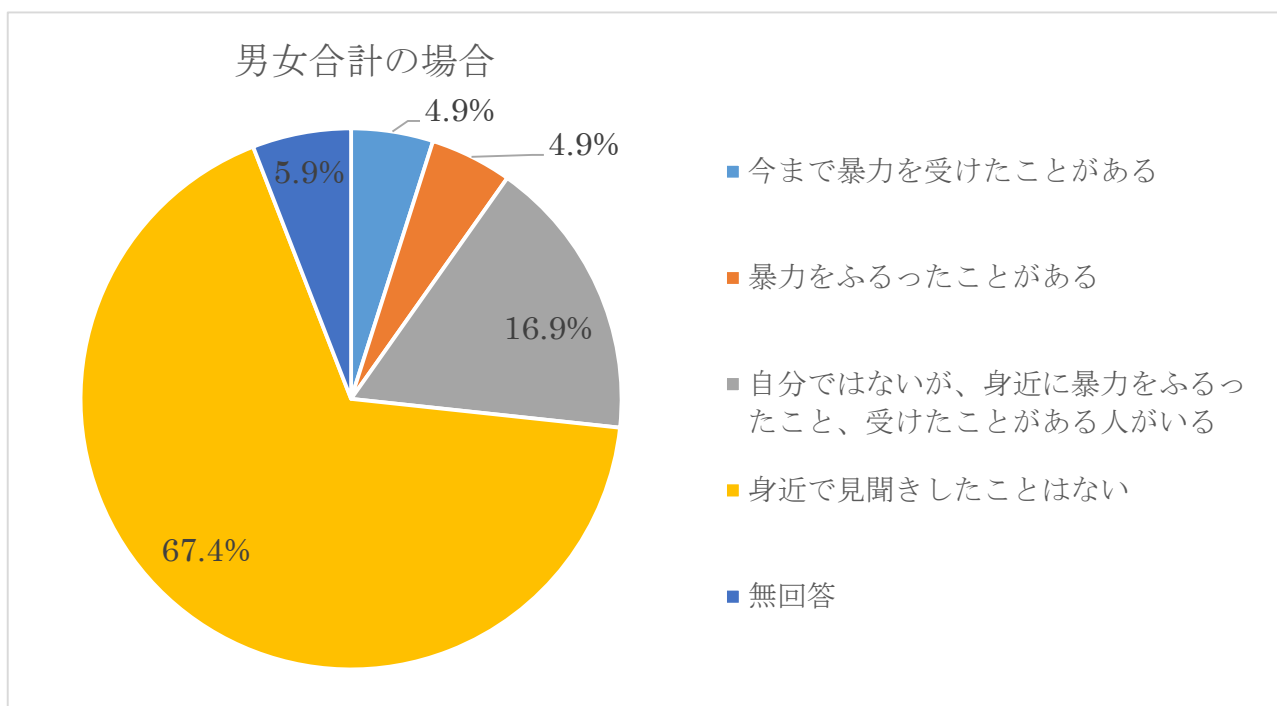
問8. あなたは、国・県・町の議員や審議会委員等の政策決定の場に、女性が増えることで何を期待しますか。2つ以内でお選びください。



問9. 防災、減災に女性からの意見を反映するために必要なものは何ですか？（複数回答可）

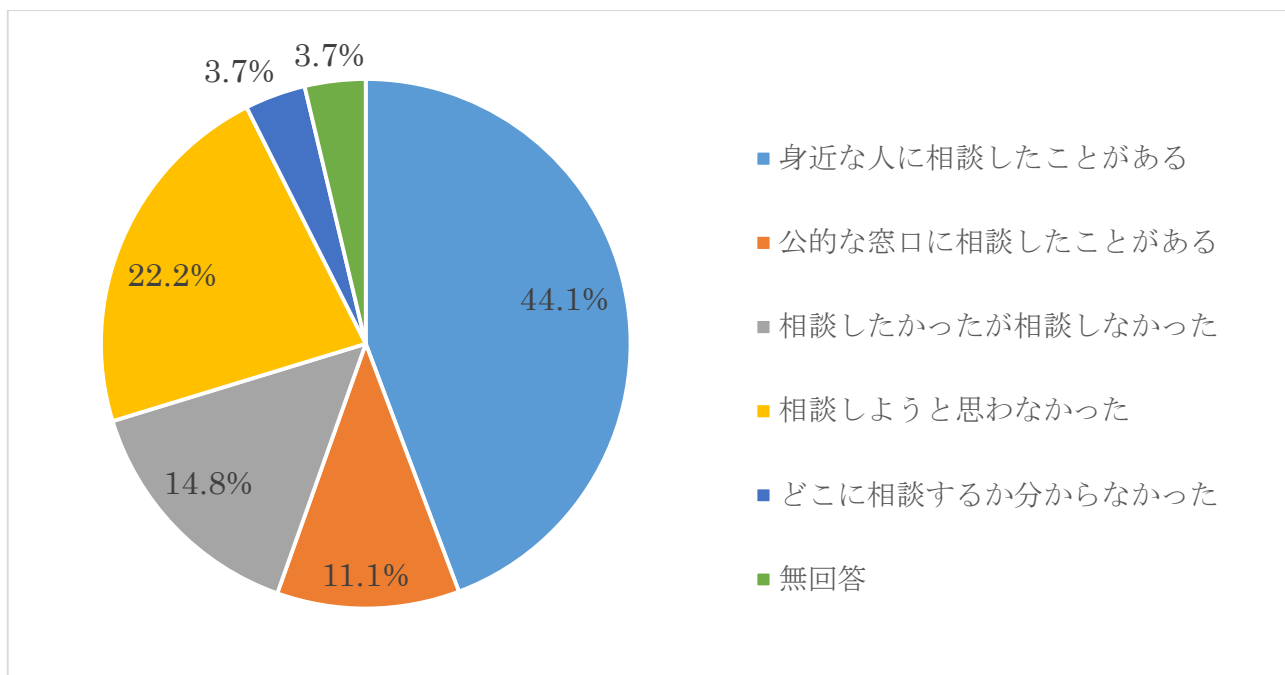


問10. 夫婦やパートナーから継続的に身体的・心理的（言葉等）な暴力を受けるDVが問題となっています。DVについて、あなた自身のことについてお聞きします。





問11. 問10で「ある」と答えた方にお聞きします。暴力を受けたことについて、あなたは誰かに相談をしましたか。



### アンケートでの主な意見

・男女ともに社会に出て働いている人が多くなっているので、家事の分担、育児休暇の取得等、家庭の中で一緒に生活をしていくという意識はとても大切だと思うし、これからそういった形の家族が増えていくと思うので、社会や行政もそれに対応した政策をしていく必要があると思います。【30代女性】

・男女共同参画を推進する動きが社会の中に広がりつつあると思います。しかし、少しずつ広がっているというのが本当のところではないでしょうか。その反面精神年齢が低下していると思えない耐える力のない男女が増えていると思います。男女参画をすすめることで着実に社会や個人も少しずつ良い方向に変わっていますが、反面、人として自立できない方も増えている現実があると思います。本当の根本はそこをどうするかだと思っています。【30代男性】

・こういう企画があることが知りませんでした。【30代男性】

・男女平等ということを基本とした男女共同参画社会に向けた取り組みは必要だと思うが、全く同等という事ではない。男性、女性それぞれ性等の違いによる特徴があるので、それぞれに合った活躍の場や役割を持つことは必要だと思う。【60代男性】

・「男女共同参画社会」という名目で女性をどうしても活躍させようとするのは、違うと感じます。（男性側が）女性が全て男性並の社会進出を考えていないと思いますし、本来女性として守られるべきモノ（例えば、早めに職場から帰宅させてあげる等）まで無くなってしまふのが本当に良い事なのか疑問です。【40代男性】

## アンケートでの主な意見

- ・「平等」という考え方ではなく、「違いを認め合い役割分担する」という次のステップに男女平等の考え方は行くべきと思う。【40代男性】
- ・男と女は基本的に肉体的な違いがあるので、男は男、女は女と役割は分かれる時があると思います。子育ても、子どもの為には3歳位までは子どもの育児は親が分担してやるものだと思います。【50代女性】
- ・毎回このようなテーマで議論されるが、改善がみられないのはなぜだろう？女性が自立することを良く思わない、古い考えの人（女性も男性も）が多いと思う。それに県民性もあるのかも。【60代女性】
- ・男女共同参画社会の事、よく知らない。説明PRしてほしい【60代男性】
- ・女性が社会に進出することは仕方ないかもしれませんが、子どもを預けることは他人に見てもらふことになります。本当に子どものことを考えて世話してもらえるのか、母親も仕事に疲れて子どもの姿を見る余裕がなくなるかもしれません【60代女性】
- ・男性側に潜在的に優位に立っている意識がある。特に年配層の意識は変わらないと思う。若年層の意識改革を行うことで、将来的には男女共同参画社会が実現すると思います。40代の夫を見ていると、表向きは男女平等であるべきと考えてはいても、実生活の中では全く違い、しかもそれを自分では不平等と感じてすらいない。現状です。【40代女性】
- ・植物に水をあげるのと一緒で、水をかけた所は潤うけれど本当に中まで十分に水が行き渡っていないのではないかと思います。頂上（上）で騒いでも下の人間までは浸透せず企画は成功しました…と一度だけで終わってしまっただけでは、誰にもどこにも「共同参画」は行われているとは言いがたいものです。年寄りから子どもまでが理解でき、世代に応じた対応や企画が必要でしょうし、時間も手間も掛かる事だと思います。今の若い世代は柔軟な対応ができると思うとやっぱりネックは年寄りの男性なのかなあと。今我慢している人を見ていると、気の長い話や企画だと思っています。【40代女性】
- ・フルタイムで働きながら子育てをする困難、余裕のなさを具体的に社会に理解して欲しい。子育て世代の女性が自分の力を発揮できるゆとりある勤務時間を取れず、忙しく家事をこなし、子育てに追われるストレス等を男性に表面上だけでなく真に理解して欲しい。仕事を勤務時間で終えて帰宅することはラクをしているわけではなく、家事の苦勞があり、子を育てるためにそうせざるを得ないからだということ、など。【40代女性】
- ・男性は仕事や会社が優先されるので、育児や家事は必然的に女性の役割になります。会社や仕事のやり方を男性が変え、会社も社会にも理解されなければ、男性も家庭や地域に関わりづらいままだと思います。【30代女性】

## アンケートでの主な意見

・子育て等においては男女平等というわけではなく、女性の役割はかなりの比率で大きいと思う。仕事を持っていればその負担は大きく大変なものであろう。育児、家事そして仕事をこなしていく上で、夫、家族がその大変さをまず理解し、協力的な態度でいてくれたら、メンタル面でもストレスを感じることも少なくなるのではないだろうか。年齢が高くなればなる程「あたりまえ」という意識が強く、その点、今の若い方々は理解があり、共働きも可能になっている。【50代女性】

・男性女性お互い強み弱みを理解し合う。平等とはすべて同じくとは思わない。男性も女性も尊敬しあうこと【70代女性】

## 小布施町男女共同参画社会推進委員会 名簿

第五次		
	委員名	備考
1	橋本 和子	会 長
2	石川美喜子	副会長
3	坂上 進	副会長
4	齋藤 英司	委 員
5	曾我 和美	”
6	名和 禎浩	”
7	堀 とき子	”

(50音順)



### 第三次 小布施町男女共同参画基本計画(平成28～32年度)

---

発行年月 平成28年3月 初版  
平成29年1月 第2版

編集発行 小布施町

〒381-0297 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2  
TEL: 026-247-3111 (代) FAX: 026-247-3113